

児童福祉法施行規則及び母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定
に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和6年11月29日
こども家庭庁

今般制定された、児童福祉法施行規則及び母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第108号）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行により医療保険の被保険者証が廃止されること等に
伴い、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び母子保健法施行規則（昭和40年省令第55号）について、当然必要とされる見直しを行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。